

令和5年度における浄化槽の設置状況等について

環境省は2023年度における浄化槽の設置状況、法定検査受験状況等について調査を行い、その結果を取りまとめました。本調査は、浄化槽関連行政の基礎的な資料とするために実施されています。

2023年度末時点の浄化槽の設置基数は、全設置基数が7,455,648基(2022年度比で61,216基減少)で、内訳としては合併処理浄化槽が4,098,165基(同74,953基増加)、単独処理浄化槽が3,357,483基(同136,169基減少)でした。単独処理浄化槽の大幅な減少に伴い、浄化槽全般の設置基数としては減少していますが、合併処理浄化槽の設置基数は増加していて、転換は推進されています。

また、浄化槽法第11条に基づく定期検査(通称11条検査)の受検率は49.8%(合併処理浄化槽のみでは66.4%)と2022年度比1.6ポイント増加(合併処理浄化槽のみでは0.8ポイント増加)していますが、依然として低い水準であるため、引き続き受験率向上に向けた取り組みの強化が必要であるとしています。

当社では浄化槽からの放流水を含めた多くの排水分析に長年の実績と豊富な経験があります。詳しくは、当社排水分析担当者(フリーダイヤル0120-01-2590)までお気軽にお問い合わせください。

資料 [2025年3月7日付 環境省報道発表資料](#)

下記の記事をご希望の方は編集室までご連絡下さい。

- [1.「大気汚染防止法施行規則等の一部を改正する省令」の公布について](#)
- [2.低濃度 PCB 含有電気工作物の適正な処分の推進に向けた検討会\(第2回\)開催について](#)

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則の一部を改正する省令等の公布について

近年実施された環境基準の見直しを踏まえ、し尿処理施設の維持管理の技術上の基準や、一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場から排出される放流水の排水基準等の改正が行われました。

(1)廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則の一部を改正する省令の改正

改正前	大腸菌群数：3,000 個/cm ³
改正後	大腸菌数：800 コロニー形成単位/ml

(2)一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準を定める省令の改正

<別表1>

改正前	六価クロム化合物：0.5mg/l
	大腸菌群数：3,000 個/cm ³
改正後	六価クロム化合物：0.2mg/l
	大腸菌数：800 コロニー形成単位/ml

<別表2>

改正前	六価クロム：0.05mg/l
改正後	六価クロム：0.02mg/l

大腸菌群数に係る改正の施行日は2025年4月1日、六価クロム化合物及び六価クロムに係る改正の施行日は2026年4月1日です。

当社では排水分析に実績と豊富な経験があります。詳しくは、当社排水分析担当者(フリーダイヤル0120-01-2590)までお気軽にお問い合わせください。

資料 [2025年3月3日付 環境省報道発表資料](#)

- [3.第37回PCB廃棄物適正処理推進に関する検討委員会開催について](#)



製品中PFAS分析について、規制される項目が増えています

有機フッ素化合物(PFAS)は、国内外で規制の強化が進んでいます。これまでのPFOS、PFOAに加え、PFHxSやPFOA関連物質が化審法に追加され、POPs条約においては、長鎖のペルフルオロカルボン酸(炭素数9~21のもの)などの追加が検討される予定です。

お問い合わせはこちら



[過去の記事はこちら](#)

[お問い合わせはこちら](#)

